

顧問先各位

〈ご一読推薦者〉

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

令和 2 年度税制改正大綱のお知らせ

昨年 12 月に閣議決定された税制改正の大綱について重要と思われるものをお知らせ致します。

〈個人所得課税〉

○NISA 制度の見直し、延長

- ・つみたて NISA を**5年延長**する。(2023 年まで 20 年の積立期間を確保)
- ・一般 NISA については、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする**二階建ての制度に見直し**した上で、**5年延長**する。
- ・ジュニア NISA については、延長せずに 2023 年末で終了する。

○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ・**未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用**する。
- ・寡婦(夫)控除について、
 - 寡婦に寡夫と同等の**所得制限(所得 500 万円(年収 678 万円))**を設ける。
 - 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を対象外とする。
 - 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。

(所得税:27 万円⇒**35 万円**、個人住民税:26 万円⇒**30 万円**)

〈法人課税〉

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図った上で、**税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる**。

〈消費課税〉

○消費税の申告期限の延長

- ・法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を**1か月延長**する特例を創設する。

上記の税制大綱は実際の税制改正案施行となる本年4月までに変更になる可能性がございます。

変更になった場合は、改めてお知らせ致します

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。